

令和元年8月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 2件

計 4件

番号	報告第4号	担当	教育総務部 教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>令和元年7月22日及び令和元年7月24日付けで教育委員会事務局職員の人事異動の専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年7月22日、令和元年7月24日</p>		

番号	報告第5号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	学校教育法附則第9条の規定による令和2年度使用教科用図書(小学校並びに中学校)の採択の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>小学新6年生及び中学新3年生に拡大教科書を使用する児童・生徒が在籍することから、学校教育法附則第9条の規定による令和2年度使用教科用図書(小学校並びに中学校)の採択の専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

学校教育法

発令　　：昭和22年3月31日法律第26号

最終改正：令和1年6月26日号外法律第44号

改正内容：令和1年6月26日号外法律第44号[令和1年6月26日]

〔教科用図書・教材〕

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
- ④ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
- ⑤ 第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

附 則

〔教科用図書使用の特例〕

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

- ② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

番号	議案第15号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民プラネタリウム館条例を廃止する条例の制定について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>松原市民プラネタリウム館については、当時、大阪府内でも数少ないプラネタリウム館であり、現松原図書館と一体的な建物として開館しました。</p> <p>しかしながら、建築後40年近く経過し、建物全体が老朽化している状況であり、今般新たな図書館を建設し、現図書館は廃止することとしていること、プラネタリウム関連設備機器の修繕に多額の費用を要すること、近隣市のプラネタリウム館については、投影コンテンツの面で充実したものが数館設置されており、本市において新たなプラネタリウムを設置しなくても、これらの代替え施設を利用することが可能であることから、松原市民プラネタリウム館を廃止するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日</p>		

○松原市民プラネタリウム館条例

昭和55年4月1日条例第6号

松原市民プラネタリウム館条例

(設置)

第1条 本市は、プラネタリウムを用いて天体運行等を照写し、もつて市民が天体に親しみ、知識と情操を深める場を提供するため、プラネタリウム館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラネタリウム館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 松原市民プラネタリウム館

(2) 位置 松原市田井城1丁目2番23号

(管理及び運営)

第3条 プラネタリウム館の管理及び運営は、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(観賞料の徴収)

第4条 プラネタリウム館で観賞しようとする者は、別表に定める額の観賞料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本市の設置する幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒が学校園教育の一環として団体に観賞するときは、無料とする。

(観賞料の減免)

第5条 市長が公益上の必要があると認めるときは、観賞料を減額し、又は免除することができる。

(職員)

第6条 プラネタリウム館に必要な職員を置く。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和55年規則第20号で昭和55年7月5日から施行）

別表

	個人	団体（30人以上）
大人	100円	80円
小人（中学生以下）	50円	40円

番号	議案第16号	担当	市民協働部 市民図書館
議案名	松原市民プラネタリウム館管理運営規則を廃止する規則の制定について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>松原市民プラネタリウム館条例の廃止に伴い、プラネタリウムの管理及び運営に関して定めた松原市民プラネタリウム館運営規則を廃止するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日</p>		

改正

昭和56年8月5日教育委員会規則第7号
平成元年2月18日教育委員会規則第9号
平成2年10月26日教育委員会規則第2号
平成11年3月29日教育委員会規則第9号
平成15年2月4日教育委員会規則第7号
平成18年10月18日教育委員会規則第7号
平成24年3月2日教育委員会規則第9号

松原市民プラネタリウム館管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市民プラネタリウム館条例（昭和55年条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき松原市民プラネタリウム館（以下「プラネタリウム館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 プラネタリウム館は、次の事業を行う。

- (1) 一般投映 一般市民を対象に、四季の天体現象や星座等を投映し、情操教育の充実を図る。
- (2) 学習投映 児童・生徒を対象に、宇宙・地球の起源・構造並びに天体運動を投映し、天文知識の正確性を図り、理科学習の向上を図る。

(観賞の申込み及び許可)

第3条 「プラネタリウム館」の使用許可は、第4項に定める場合を除き入場券の交付をもつて使用の許可とみなす。

2 条例第4条第2項の規定により無料で観賞するときは、当該学校園長によるプラネタリウム観賞許可申請書（兼許可書）（別記様式）を提出しなければならない。

3 条例第5条に規定する観賞料の減免については、次のとおりとし、これらのもの（個人使用を除く。）が観賞しようとするときは前項の例によるものとする。

- (1) 本市所在の公立保育園及び私立幼稚園の園外保育で使用するとき。 全額免除
- (2) 障害者（必要な介護者を含む。）が使用するとき。 半額減額（団体又は組織の使用にあつては全額とすることができる。）

4 前2項の規定により観賞しようとするものは、観賞しようとする日の前日から60日前までに教育委員会に申請を行い、その許可を受けなければならない。

第4条 小人が団体で観賞するときの引率者は、団体料金の小人扱いとする。

(観賞できる定員)

第5条 1回の投映で観賞できる定員は100名とする。

(観賞者の遵守事項)

第6条 プラネタリウム館に入場しようとする者は、次の事項を守らなければならない

ない。

- (1) 開演中の入場はできないので、必ず開演前には到着し、手洗いなどの用を済ませておくこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 他の見学者や解説者の迷惑にならぬように騒いだりむだ話しをしないこと。
- (4) 投映機等、機器・設備には一切手を触れないこと。
- (5) 体の不自由な人以外エレベーターを使用しないこと。
- (6) 特に指示されたり、緊急の場合以外投映中に館外へ出ないこと。
- (7) その他係員の指示したこと。

(開館時間)

第7条 開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、投映回数及び時間については別に教育長が定める。

(休館日)

第8条 プラネタリウム館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は、臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 元日を除く国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月4日まで)
- (4) 毎月第3木曜日(プログラム作成及び職員研修の日)。
- (5) 機器及び設備、保守点検日(年間10日以内)

(施行の細目)

第9条 この規則に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(昭和56年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定は、施行日以後の使用について適用する。

附 則(平成15年教委規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年2月15日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為は、改正後の松原市民プラネタリウム館管理運営規則の規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

附 則（平成24年教委規則第9号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

プラネタリウム観賞許可申請書(兼許可書)

松原市教育委員会殿


住 所

学校園の名称

学校園長

印

松原市民プラネタリウム館管理運営規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

観賞年月日	年 月 日			
観賞時間	午 前		午 後	
	～		～	
観賞予定人員	大人	人	引率責 任者 氏名及び 連絡先 電話番号	TEL()
	子ども	人		
観賞目的				
<p>上記申請のとおり許可しますので、当日は午前・後 時 分までにお越しく ださい。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">松原市教育委員会 </p>				